

国立大学法人東京医科歯科大学難治疾患共同研究拠点

運営委員会規則

平成22年1月6日
規則第2号

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学難治疾患研究所（以下「研究所」という。）に、難治疾患共同研究拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 運営委員会は、国立大学法人東京医科歯科大学難治疾患共同研究拠点（以下「共同研究拠点」という。）の運営に関し、研究所教授会と協力して必要な事項を審議することを目的とする。

(委員)

第3条 運営委員会に、次の各号に掲げる委員を置く。

(1) 所長

(2) 内部委員

(3) 外部委員

2 内部委員は、研究所の教授のうちから、研究所教授会の議に基づき所長が委嘱する。

3 外部委員は、難治疾患研究に係る学外の教員又は有識者のうちから、研究所教授会の議に基づき学長が委嘱する。

4 第1項第1号及び第2号の委員の数は、委員総数の2分の1以下とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期は、当該委員を委嘱する学長又は所長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 運営委員会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 共同研究拠点の管理運営に関する事項

(2) 共同研究の公募課題の領域設定、公募、選考、採択課題遂行に関する事項

(3) その他共同研究拠点及び共同利用・共同研究の実施に関する重要事項

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、議長の指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第7条 運営委員会は、委員の3分の2の出席以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、研究所事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月6日から施行する。

附 則 (平成28年1月21日規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日規則第41号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。